

復興・再生に向けた工業団地整備の基本方針（概要）

平成24年10月29日
商工労働部企業立地課

1. 【工業団地整備の必要性】

- ・震災前に分譲していた工業団地は42カ所、237ha。
- ・仮設住宅、仮設事業所や瓦礫置き場として、51haを供用。
津波被災を受け復旧工事中が8ha、警戒区域等に含まれる工業団地が27ha、合計86haが分譲できない状態。
- ・相双地域では、警戒区域内に工業団地10カ所、約149haがあり、事業活動ができなくなっている。
- ・復興計画において、県営工業団地の整備・分譲を推進するとともに、市町村等が行う工業団地の整備を支援するとされた。
- ・県施行による工業団地の造成については、概ね5年程度で整備が見込まれ早期立地が期待できるものについて、喫緊の対応として個別に検討を行う。

2. 【早期に開発可能な工業団地の検討】

(1) 開発候補地域の選定

- ・経済産業省が「福島県内工業団地整備支援等調査」（外部委託）を実施。
- ・開発候補地域については、地域バランス、東日本大震災による被災状況、原発事故による避難状況、既存の開発計画がある地域分布等を考慮して選定。
- ・当報告書の成果を踏まえ、事業採算性、法規制等について検討。

(2) 整備支援調査報告書の概要

（別表のとおり）

3. 【検討結果の概要】

① 「川俣西部工業団地」

- ・2年程度で造成可能であるが、事業費が多額で、採算性の確保が課題。
- ・開発規模の見直しや事業リスクの少ないオーダーメイド型の整備手法などの諸課題について、引き続き検討を進めていく必要がある。

② 「郡山西部第一工業団地」

- ・震災前から市単独での事業を進めてきている。
- ・開発を2期に分けて、段階的に開発を行う計画であり、開発リスクを抑えた柔軟性のある計画。

③ 「いわき四倉中核工業団地第2期」

- ・ 県と中小機構との共同事業により実施されてきた。
- ・ 福島復興再生特別特措法で定められた重点推進計画を策定し、国の認可を受ければ、無償譲渡が受けられる。
- ・ 復興計画において、いわき地域は、再生可能エネルギー導入先進地域として関連産業の集積として位置づけ。浜通南部に不足している工場用地を整備すれば、早期企業立地が見込まれる。

④ 「二本松高平地区」

- ・ 開発予定地は、農振農用地や森林計画対象森林が含まれており、農地転用許可や林地開発許可が必要。
- ・ 用地買収に加え、開発に伴う各種法定手続きに期間を要するため、早期の開発に向けた関係機関の連携が求められる。

⑤ 「矢吹堰ノ上地区」

- ・ 当地域は、大半が国有地で用地買収も容易と見込まれ、概ね2年程度で開発が可能。
- ・ 立地条件に優れ事業採算性も見込まれ、不足している大規模区画用地への対応、大規模な事業所の立地により広域的な波及効果も期待できる。
- ・ 県南地方では県営の白河複合型拠点開発事業を開発整備していることや、近隣市町村の工業団地との関係について十分配慮しながら検討を進めていく必要がある。

⑥ 「南相馬市萱浜地区」

- ・ 本年度、復興交付金事業の効果促進事業として、市が事業主体となって行う「復興工業団地造成計画」の調査費が復興庁に認められた。
- ・ 市としては、開発区域を2期に分けて整備する計画。

4. 【工業団地整備の基本方針】

- ・ 今後とも、県と市町村が一体となった誘致体制の強化を図っていく。
- ・ 復興に向けた喫緊の対応として県で整備を検討していくのは【いわき四倉中核工業団地第2期】とする。
- ・ 郡山西部第一工業団地、二本松市高平地区、南相馬市萱浜地区については、工業団地利子補給金や開発関連法規制に関する全庁的な連携による手続きの迅速化等により積極的に支援していく。
- ・ 川俣西部工業団地、矢吹堰ノ上地区については、事業化に向けた諸課題について検討していく。